

平成26年  
10月1日

# 水痘(水ぼうそう) 予防接種が始まります

## ■ 対象者

- ◇ 岐阜市に住民登録がある児
- ※ 水痘(水ぼうそう)にかかったことがある児は、定期予防接種の対象外です。
- ※ 今までに水痘予防接種を受けたことがある児は、接種した回数分を受けたものとみなします。(下記★接種回数例を参照ください)

## ■ 対象年齢

- ◇ 1歳から3歳未満まで  
(1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の前日まで)



## ■ 接種回数

- ◇ 3か月以上の間隔をおいて、合計2回

## ■ 接種場所

- ◇ 市内委託医療機関(裏面をご確認ください)  
※事前に予約が必要な場合がありますので、医療機関へご確認ください。

## ■ 持ち物

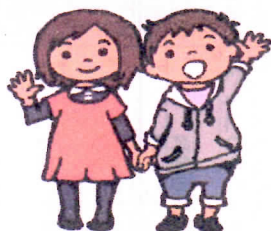
- ◇ 母子健康手帳
- ◇ 健康保険証などの、住所・年齢が確認できるもの
- ◇ 予診票  
※予診票は、市民健康センター・保健所地域保健課・市内の委託医療機関で配布します。市内の委託医療機関で配布するのは、平成26年度限りです。  
※市外で接種される方は、岐阜市保健所地域保健課までご連絡ください。

## ■ 経過措置(平成26年度限り)

- ◇ 3歳から5歳未満までの児  
(3歳の誕生日から5歳の誕生日の前日まで)を対象とし、1回接種します。(平成27年3月31日まで)

## ■ 接種費用

- ◇ 無料



### ★ 接種回数例

- 1~2歳児で、1回受けたことがある方  
→定期予防接種として1回受けることができます。
- 1~2歳児で、2回受けたことがある方  
→定期予防接種の対象外です。
- 3~4歳児で、1回受けたことがある方  
→定期予防接種の対象外です。

岐阜市

【お問い合わせ先】 岐阜市保健所 地域保健課 感染症対策係  
電話(058)252-7191

